

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
	(3) 廃油	廃鉱物性油、廃動植物性油、廃溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、レンガくず、石膏ボード等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、高炉・電炉等溶解炉かす
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの、パルプ製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	